

様式第2号の3（第6関係）

会議開催のお知らせ

令和7年度第1回介護保険運営協議会を次のとおり開催します。

令和7年5月22日

一関地区広域行政組合介護保険運営協議会

- 1 開催日時 令和7年6月25日（水）午後1時30分から午後3時まで
- 2 開催場所 一関市役所2階 全員協議会室（一関市竹山町7番2号）
- 3 議題
 - (1) 報告事項
 - ア 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について
 - イ 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定廃止について
 - ウ 令和6年度地域包括支援センターの活動実績について
 - エ 令和6年度地域ケア会議の開催実績について
 - オ 令和6年度認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の活動実績について
 - カ 令和7年度地域包括支援センター運営方針について
 - キ 指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業の一部委託届出について
 - (2) 審議事項
 - ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指導監査について
 - イ 令和7年度指定地域密着型（介護予防）サービス事業所運営指導計画について
- 4 傍聴定員 5人
- 5 傍聴の可否及び手続
 - (1) この会議は、一部傍聴することができません。傍聴できない部分は、次のとおりです。

議題「(1) 報告事項 ア 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について」及び「(2) 審議事項 ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指導監査について」の部分
 - (2) 傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行いますので、午後1時25分までに開催場

所においでください。

なお、開催時刻以降は、入室できません。

(3) 傍聴を希望する方が多い場合は、先着順により傍聴者を決定します。

(4) 傍聴できない理由は、次のとおりです。

議題「(1) 報告事項 ア 指定地域密着型サービス事業所の指導監査について」及び「(2) 審議事項 ア 指定地域密着型（介護予防）サービス事業所の指導監査について」には、公にすることにより法人の利益を害するおそれのある情報が含まれており、一関地区広域行政組合情報公開条例第7条第3号アに該当するため。

(5) 会議の始め又は途中で、(1)に記載した議題以外の部分についても傍聴できないこととする場合があります。これは、審査、審議等を行う事項が、一関地区広域行政組合情報公開条例第7条に掲げる不開示情報に該当すると認められる場合等です。

6 傍聴の際の留意事項（新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として）

(1) 発熱又は咳等の症状がある場合は、傍聴を見合わせ願います。

(2) 会議中に窓等を開けて換気を行うことがありますので、ご理解願います。

7 お問い合わせ先 一関地区広域行政組合介護保険課 電話0191-31-3223